

(参考2) 各都道府県の保険者協議会の現在の構成

保険者協議会は、市町村国保、国保組合、健保組合、共済組合、協会けんぽ、後期高齢者医療広域連合を構成員とし、全保険者協議会の事務局を都道府県国保連合会が担っている。都道府県担当部署は、47のうち33が正式な構成員、14がオブザーバー参加している（平成29年4月現在）。必要に応じて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、学識経験者等も参画している。

保険者協議会の基本情報（平成29年4月1日時点）

※「保険者数」は、参加している構成員数

○：構成員として参加 △：オブザーバーとして参加

都道府県	保険者協議会会長の所属団体				構成員 (種別ごとの保険者数)																			
	国民健康保険団体連合会	全国健康保険協会	市町村	その他	国民健康保険団体連合会	全国健康保険協会	市町村国保	国民健康保険組合		健康保険組合		後期高齢者医療広域連合	健康保険組合連合会	都道府県担当部署	共済組合	医師会	歯科医師会	薬剤師会	看護協会	栄養士会	学識経験者	その他		
								保険者数	保険者数	保険者数	保険者数													
北海道	○				○	○	○	2	○	1	○	2	○	○	△	○	2	△	△	△	△	△	△	厚生局
青森			○			○	○	4			○	3	○		△	○	4	○	○	○	○			
岩手			○		○	○	○	3			○	1	○	○	△	○	4	△	△	△			△	
宮城			○		○	○	○	2	○	1	○	2	○	○	○	○	2	△	△	△	△	△	△	
秋田	○				○	○	○	3	○	1	○	3	○	○	○	○	4	△	△	△	△	△		
山形			○		○	○	○	1	○	1	○	2	○	○	○	○	4	△	△	△	△	△	△	
福島	○				○	○	○	2	○	3	○	3	○	○	○	○	4							
茨城	○				○	○	○	4	○	1	○	2	○	○	○	○	1	△	△	△	△	△	△	
栃木	○				○	○	○	2			○	1	○	○	○	○	2	○	△	△	△	△	△	
群馬	○				○	○	○	35	○	2	○	12	○	○	○	○	4	△	△	△			△	
埼玉	○				○	○	○	4	○	1	○	3	○	○	○	○	1	△	△	△	△	△	△	
千葉	○				○	○	○	4	○	1	○	4	○	○	○	○	4	△	△	△	△	△		
東京	○				○	○	○	4	○	2	○	4	○	○	○	○	2	○	○	○				
神奈川	○				○	○	○	2	○	1	○	3	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○		
新潟			○		○	○	○	3	○	1	○	3	○	○	△	○	2	△	△	△			△	
富山	○				○	○	○	15	○	2	○	17	○	○	△	○	4	△	△	△			△	
石川	○				○	○	○	4	○	1	○	3	○		○	○	1	△	△	△	△	△	△	
福井	○				○	○	○	4	○	1	○	2	○	○	○	○	1	△	△	△	△	△	△	
山梨	○				○	○	○	2			○		○	○	○			△	△	△			△	
長野			○		○	○	○	5	○	2	○	2	○	○	○	○	2	△	△	△	△	△	△	
岐阜			○		○	○	○	5	○	1	○	2	○	○	△	○	4	○	○	○	○	○	○	
静岡	○				○	○	○	3			○	3	○		△	○	1	△	△	△	△	△		保健師会

保険者協議会の基本情報(平成29年4月1日時点)

○:構成員として参加 △:オブザーバーとして参加

都道府県	保険者協議会会長の所属団体				構成員 (種別ごとの保険者数)																		
	国民健康保険団体連合会	全国健康保険協会	市町村	その他	国民健康保険団体連合会	全国健康保険協会	市町村国保	国民健康保険組合	健康保険組合	後期高齢者医療広域連合	健康保険組合連合会	都道府県担当部署	共済組合	医師会	歯科医師会	薬剤師会	看護協会	栄養士会	学識経験者	その他			
							保険者数	保険者数	保険者数				保険者数										
愛知	○				○	○	○	3	○	1	○	4	○	○	△	○	2	△	△	△	△		
三重			○		○	○	○	4	○	1	○	1	○	○	○	○	1	○	○	○	○		
滋賀				○	滋賀県後期高齢者医療広域連合	○	○	○	2	○	1	○	2	○	○	○	1	△	△	△			
京都		○				○	○	○	2	○	1	○	2	○	○	○	3	△	△	△	△		
大阪				○	7月の会議で決定予定(平成28年度は国民健康保険団体連合会)	○	○	○	3	○	1	○	4	○	○	○	1	△	△	△	△	△	
兵庫				○	保険者協議会会長の所属団体調整中	○	○	○	1	○	1	○	1	○	○	△	○	1	△	△	△	△	
奈良	○					○	○	○	3	○	2	○	2	○	○	○	4	△	△	△	△	△	
和歌山			○				○	○	4			○	3	○	○	△	○	4	△	△	△	病障協会	
鳥取	○					○	○	○	19	○	1	○	2	○	○	△	○	4					
島根	○					○	○	○	1			○	1	○	○	○	○	2	△	△	△	△	
岡山	○					○	○	○	3	○	1	○	2	○	○	△	○	4	△	△	△	△	
広島	○					○	○	○	2	○	1	○	2	○	○	○	○	2	△	△	△	△	
山口	○					○	○	○	2	○	1	○	2	○	○	△	○	4	○	△	△	△	
徳島	○					○	○	○	24	○	2	○	3	○	○	△	○	4	△	△	△	△	
香川	○					○	○	○	3			○	3	○	○	○	○	4	△	△	△	△	
愛媛	○					○	○	○	1	○	1			○	○	○	○	1					
高知			○			○	○	○	1	○	1	○	1	○	○	○	○	1	△	△	△	△	
福岡	○					○	○	○	4	○	1	○	2	○	○	○	○	1	○	○	○		
佐賀			○			○	○	○	4	○	1			○	○	○	○	1	○	○	○		
長崎			○			○	○	○	21	○	4	○	3	○	○	○	○	4	○				
熊本	○					○	○	○	3	○	1	○	3	○	○	○	○	4	△	△	△	△	
大分		○				○	○	○	2	○	1			○	○	○	○	1	△	△	△	△	
宮崎	○					○	○	○	5	○	2	○	3	○	△	○	○	3					
鹿児島		○				○	○	○	2	○	2	○	2	○		○	○	1	○				
沖縄	○					○	○	○	41	○	1	○	5	○	○	○	○	4	○	△	△	△	
計	29	3	12	3	—	45	47	47	273	39	52	44	130	47	42	33	47	117	12	7	4	4	10

※「計」は、「○」のみを集計したもの

※「保険者数」は、「本会」の構成員数

医療保険部会での意見（都道府県ガバナンス、保険者協議会の位置づけ等）

- 4月26日の医療保険部会では、①保険者協議会における都道府県の位置づけの明確化、②保険者、医療関係者等の連携に必要な体制、③保険者横断的な医療費分析等の機能の強化の論点について、以下のとおり意見があった。
- イ 地域における予防・健康・医療・介護については、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割を果たしていくことが重要。都道府県のガバナンス強化に向けた議論が都道府県不在の場で行われていることは非常に遺憾。30年度の国保改革の円滑な施行に向けて、国と都道府県、市町村が信頼関係を持って協議を行っていく必要がある。
- ロ 医療費適正化は、現場とのタイアップが絶対的に必要。健康への社会的な決定要因を改善することで、国民の健康は保持される。保険者の役割も大きい。都道府県の行政の力が必要。都道府県を中心に、関係者で力を合わせて、国民の健康を増進していくとの考え方を実行すべき時期にきている。地域医療を担う者も構成員に入れて、都道府県が中心となり、経済的な責任を負う保険者と、地域の現状に合わせながら議論していく場として、協議会を発展させてほしい。後発医薬品の数量シェアや重複投与・多剤投与の防止による適正化の目標は、薬剤師が保険者協議会の構成員になることで、地域の特性に合わせた取組ができるので参画したい。
- ハ 保険者協議会は、国保などの保険者が保険者機能を自ら発揮する、あるいは保険者同士が連携して保険者機能の発揮を強化していく趣旨でできた。これを基本としながら都道府県のガバナンスも考えていくことが大事。保険者協議会には、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けて、都道府県に対するチェック機能が期待されている。その機能が損なわれることのないよう、むしろ強化する方向で連携してほしい。
- ニ 都道府県が保険者協議会の場で司令塔としての役割を発揮し、保険者協議会が役割を十分に果たせるよう、実効性ある権限を検討することが重要。予防・健康・医療・介護の分野横断的な取組に対応して、都道府県に専門人材を配置し、部署間の連携も検討すべき。都道府県主体のビッグデータ分析は、保険者から都道府県に適切に情報を提供できるルールづくりも進め、加入者の健康情報を把握する保険者と共同で実施し、保険者協議会にもフィードバックしていくべき。

「社会保障制度改革に関する緊急要請」（平成29年5月17日） 抜粋

財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）あて 全国知事会長 全国市長会長代理 全国町村会長
今般、政府の経済財政諮問会議や財政制度等審議会において、都道府県の保健ガバナンスの抜本強化や、保険者機能の発揮に向けたインセンティブ改革等の重要な議論が、当事者である都道府県や市町村が不在の場で行われている。

地方自治体が、地域における「予防・健康・医療・介護」について、その役割を十分に発揮することは重要であるが、国においては、都道府県や市町村の意見を出発点に、社会保障制度改革の推進に向けて地方自治体との協議を進めるよう強く求める。

第3期の医療費適正化計画について

2017年10月4日 医療保険部会資料

- 第3期医療費適正化計画（平成30～35年度）の「医療費適正化基本方針」における医療費の見込みの推計式については、平成28年9月の第97回医療保険部会において議論いただき、その際、外来医療費のうち「人口一人当たり外来医療費の地域差縮減を目指す取組」については、以下のように整理している。（第97回医療保険部会 資料3）

- 骨太2015では、「都道府県別の一人当たり医療費の差を半減させることを目指す」とされており、本基本方針では、
- ・都道府県別の一人当たり外来医療費（全国一律の目標を定める後発医薬品、特定健診の効果を除いたもの）について、
 - ・年齢調整を行い、
 - ・なお残る一人当たり外来医療費の地域差について平均との差を半減することとして取り扱う。
- P5で示している3つの取組（※）では、上記の地域差半減には到達しないと見込まれる。このため、厚生労働省においては、引き続き、第3期医療費適正化計画の計画期間に向けてレセプトデータ等の分析を継続的に行うとともに、関係者における知見やエビデンスの集積を図り、効果があると認められ、一定の広がりのある取組について追加を検討。
- （※）糖尿病に関する重症化予防の取組推進、重複投薬の適正化、複数種類の医薬品の投与の適正化

- このうち、医薬品の適正使用については、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の役割の発揮や、病院と診療所の連携の推進、保険者による訪問指導などの現場での取組の広がりにより、同じ薬剤を複数の医療機関や薬局から投与される患者の減少や多量の薬剤を投与されている患者の減少が期待されるとの考え方により、具体的には以下の効果額を既に推計式に盛り込んでいる。

- ① 3医療機関以上から重複して投薬される者が半減し、その分の調剤費等が軽減される
- ② 15剤以上の投薬がされていた高齢者（65歳以上）が半減し、その分の調剤費等が軽減される

（※）平成25年10月の外来・調剤レセでは、高齢者のうち同一月で15剤以上の投薬を受けている者の割合が約5%程度である。

- 現在、高齢者の薬物療法の安全性を確保する観点から、医学薬学の専門家や医療関係者等も参画した高齢者医薬品適正使用検討会（平成29年4月設置）では、高齢者の多剤服用の実態や副作用等に関する調査・分析結果を踏まえ、多剤服用に関する適正使用のガイドラインの策定に向けた検討が進められている（最終とりまとめは平成30年度末目途）。多職種連携のもと患者の服薬等の情報を共有し、医学薬学的に適切な情報に基づき、ガイドラインも活用されることで、高齢者の多剤服用の減少も期待される。

そこで、第3期の医療費適正化計画において地域差縮減に位置づけている医薬品の適正使用の算定式については、このような多剤服用に関する適正使用のガイドラインの策定状況等を踏まえ、第3期計画期間中、できるだけ早く、更に変更・追加することを検討する。

高齢者の医療の確保に関する法律第14条について

- 厚生労働大臣は、全国及び都道府県医療費適正化計画の実績評価の結果、計画における医療の効率的な提供の推進の目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるときは、一の都道府県の区域内の診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間で公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる（この定めをするに当たっては、あらかじめ関係都道府県知事に協議するものとする）。

◎高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画）

第8条第4項 全国医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

第2号 医療の効率的な提供の推進に関し、国が達成すべき目標に関する事項

（都道府県医療費適正化計画）

第9条第3項 都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおむね都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。

第2号 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

（計画の実績に関する評価）

第12条第3項 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、全国医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うとともに、前項の報告を踏まえ、関係都道府県の意見を聴いて、各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うものとする。

（診療報酬に係る意見の提出等）

第13条 都道府県は、前条第1項の評価の結果、第9条第3項第2号の目標の達成のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、健康保険法第76条第2項の規定による定め及び同法第88条第4項の規定による定め並びに第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準（次項及び次条第1項において「診療報酬」という。）に関する意見を提出することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県から意見が提出されたときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるように努めなければならない。

（診療報酬の特例）

第14条 厚生労働大臣は、第12条第3項の評価の結果、第8条第4項第2号及び各都道府県における第9条第3項第2号の目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の定めをするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事に協議するものとする。

地方公共団体等の関係者の意見（高齢者医療確保法第14条）

- 4月26日の医療保険部会では、都道府県区域での診療報酬の異なる設定について、制度創設時から妥当性や医療費適正化に向けた実効性に疑問があるので慎重に対応してほしい、都道府県に医療費適正化の権限と責任を一方的に押しつけるのではなく、当事者である都道府県と市町村の意見をしっかり聞いてほしい、との意見があった。

「社会保障制度改革に関する緊急要請」（平成29年5月17日） 抜粋

財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）あて 全国知事会長 全国市長会長代理 全国町村会長
地域別診療報酬の特例の活用については、当該制度の創設時から、その妥当性や医療費適正化に向けた実効性には疑問があるものと考えており、慎重に対応されたい。

「社会保障審議会医療保険部会における主な議論」（平成25年5月29日） 抜粋

（地域ごとの診療報酬）

- 診療報酬については、一物一価、全国統一にしないと国民の納得は得られない。
- 地域ごとの診療報酬については、ドイツでも全国統一に苦労した状況があるので、全国統一で単価を決めた上で、地域の特性は要件の緩和とか加算等に対応するのがよい。

「医療制度改革に関する意見」（全国知事会）（平成18年1月13日） 抜粋

3 医療費適正化計画について

都道府県は、住民の健康づくり、地域における住民の視点に立った医療提供体制の整備に努めており、それらが長期的にみて医療費の適正化に資することはあるが、そもそも医療費適正化については、医療費に多大な影響を与える診療報酬制度等に権限を有する国が主導的な役割を果たすべきである。医療費適正化計画の名の下に、国の責任を都道府県に転嫁することは、絶対にあってはならない。また、都道府県別の診療報酬の特例については、その妥当性、医療費適正化への実効性に疑問がある。

【平成25年～27年 医療保険部会での意見】

- 診療報酬設定の一部権限移譲については反対。診療報酬は、一物一価、全国統一という形にしないと国民の納得は得られない。
- 都道府県別の診療報酬をさらに拡大していこうという方向は、疑問であり、慎重にやるべき。都道府県別にとすると現場が混乱する。
- 地域ごとの診療報酬については、まだ実行された実績がないし、十分慎重な論議をすべき。拙速な結論を出すべきではない。

【平成17年～19年 医療保険部会での意見】

- 都道府県で診療報酬の特例を検討するのは、能力の問題というよりも、スキームとして非常に問題がある。機能しないのではないか。
- 住民の健康を守ることが都道府県の目的であって、医療費適正化が都道府県の一義的な目的ではない。医療費が適正化されるのは結果である。都道府県ごとの診療報酬の特例についても疑念を抱かざるを得ない。
- 格差を生じさせる地域ごとの特例診療報酬の設定は避けるべき。

(1) 法律上の枠組み

高齢者医療確保法では、国と都道府県が医療の効率的な提供の目標を計画に定め、計画期間において保険者・医療関係者等の協力も得ながら目標の達成に向けて取組を行った上で、計画終了後に、目標の達成状況を評価した結果に基づき、なお目標達成のため必要があると認めるときに、①都道府県は、国に対し診療報酬に関する意見を提出できる。国は都道府県の意見に配慮して診療報酬を定めるよう努める、②国は、あらかじめ都道府県に協議した上で、都道府県の地域に別の診療報酬を定めることができる、旨が規定されている。

(参考) 全国医療費適正化計画の取組目標

	第2期 (H25～29年度)	第3期 (H30～35年度)
住民の健康の保持の推進に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診の実施率 70%以上 ・ 特定保健指導の実施率 45%以上 ・ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 25%以上 ・ たばこ対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診の実施率 70%以上 ・ 特定保健指導の実施率 45%以上 ・ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 25%以上 ・ たばこ対策 ・ 予防接種 ・ 生活習慣病等の重症化予防（糖尿病の重症化予防の取組など） ・ その他予防・健康づくりの推進（個人へのインセンティブの取組など）
医療の効率的な提供の推進に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平均在院日数の短縮 ・ 後発医薬品の使用促進に関する目標 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品の数量シェア 80%以上 ・ 医薬品の適正使用の推進に関する目標（重複投薬、多剤投与の適正化）

(※1) 医療費適正化計画の目標については、目標の設定と取組による効果の因果関係について、科学的なエビデンスを含めた合理的な説明が可能なものであって、住民や保険者・医療関係者等の協力を得て、目標の実現に向けた取組の実施と評価が可能なものとして、①住民の健康の保持の推進に関する事項と、②医療の効率的な提供の推進に関する事項を位置づけている。

(※2) 第1期の医療費適正化計画では、医療の効率的な提供の目標として「平均在院日数」について、平成18年度時点の全国平均(32.2日)と最短の長野県(25.0日)との差を3分の1短縮し、平成24年の全国平均を29.8日とする目標を定めたが、取組の結果、平成24年の実績は29.7日となり、全国目標を達成した。第2期の医療費適正化計画でも、平均在院日数の短縮を目標を置いており、平成29年度時点で28.6日とする目標を定めたが、平成27年度時点の全国平均は27.9日の実績である。

なお、医療の効率的な提供の数値目標として、第3期では、病床機能の分野及び連携の推進を医療提供体制の整備の施策に位置づけた上で、第2期に設定した「平均在院日数の短縮」を医療の効率的な提供の推進に関する目標から削除した。また第2期に設定した後発医薬品の使用促進について、第3期から新たに具体的な数値目標（数量シェア）を設定した。

(※3) 高齢者医療確保法において、医療費の推計とは別に、医療の効率的な提供の取組の目標を定めることとされており、第14条は、医療の効率的な提供の取組の目標を達成し、医療費適正化を推進するためのものとして位置づけられている。

(※4) 厚生労働大臣が、都道府県について診療報酬の特例を定める場合においても、中医協の諮問・答申が必要である。

(2) 運用の考え方

このような法律上の枠組み等を踏まえ、高齢者医療確保法第14条の運用については、次のようなプロセスに留意する必要があるのではないか。

- ・ 医療費適正化計画の枠組みにおける第14条の規定については、都道府県において医療費適正化計画の目標の達成に向けて保険者・医療関係者等の協力を得ながら取組を行い、その取組状況の評価の結果を踏まえて、都道府県と協議した上で、厚生労働大臣が判断するプロセスとなっている。
このため、各都道府県においても、医療費適正化計画に関する取組の実績を分析し、これを評価した上で、既存の診療報酬や施策、取組の予定等を踏まえて、適用の必要性について検討していく必要があるのではないか。
- ・ その際、各都道府県においては、保険者・医療関係者等が参画する保険者協議会での議論も踏まえて、第14条の規定の適用の必要性について検討していく必要があるのではないか。
- ・ 厚生労働省においては、都道府県の意見を踏まえ、中医協における諮問・答申を経て、診療報酬全体の体系との整合性を図りながら、医療費の適正化や適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められるかを議論した上で判断していく必要があるのではないか。